

「『所得税基本通達の制定について』の一部改正等について」（法令解釈通達）の概要

所得税基本通達については、所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）等により所得税法等の改正が行われたことに伴い、次のとおり改正するものです。

１ 確定所得申告書に添付すべき書類等の改正に伴う整備

国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合に、確定所得申告書等に添付すべきこととされている当該国外居住親族と生計を一にすることを明らかにする書類の範囲に、「電子決済手段等取引業者の書類又はその写しでその電子決済手段等取引業者が居住者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によってその居住者からその国外居住親族に支払をしたことを明らかにするもの」であって、「その年において生活費等に充てるための支払を行ったことを明らかにするもの」が追加された（所規 47 の 2 ⑥三）。

当該改正に伴い、追加された書類に係る「電子決済手段の移転」による支払について、当該電子決済手段の価額が外貨通貨で表示されるものである場合の邦貨換算の方法を明らかにするなどの取扱いを定めるほか、所要の整備を行う（所基通 2－50 等）。

２ 特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失に係る純損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除の特例の創設に伴う整備

特定被災事業用資産の損失を有する者の特定被災事業用資産の損失による純損失の金額及び特定非常災害発生年において生じた純損失の金額のうち一定のものの繰越期間が５年とされた（所法 70 の 2）。また、居住者の有する住宅家財等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失について、雑損控除を適用してその年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間が５年とされた（所法 71 の 2）。

当該改正に伴い、損失の金額の計算基準を明らかにするなどの取扱いを定めるところとする（所基通 70 の 2－１～４）。

３ その他所要の整備

「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に係る所得税の取扱いについて」ほか３件の法令解釈通達を廃止するほか、所要の整備を行う。